

市障がい者基幹相談支援センター(虐待防止センター)事業
令和5年度及び6年度の取組みについて

I. 福岡市障がい者基幹相談支援センター事業

1 総合的・専門的な相談支援の実施

区障がい者基幹相談支援センター(以下「区基幹センター」と略す。)で対応が困難なケースについて、必要な助言や情報提供等の支援を行うとともに、各種専門機関との連絡調整を行い、役割分担や連携のあり方について検討し、課題の解決に向けての取組みを行っている。

【関係機関支援延べ件数】

(単位:件)

相談対応件数	4年度			5年度		
	総合相談	計画相談	計	総合相談	計画相談	計
区基幹センター	79	0	79	34	0	34
指定相談支援事業所	27	14	41	15	0	15
その他	322	474	796	229	300	529
計	428	488	916	278	300	578

<令和6年度の取組>

○令和6年度も引き続き、区基幹センターや、関係機関から相談があった困難事例を始めとする様々な相談へスーパーバイザーを派遣するなどの支援を行うとともに、各種専門機関との連絡調整を行い、役割分担や連携のあり方について検討し、課題の解決を図っていく。また、市基幹に直接連絡があった市外からの転入・虐待・触法・住所不定の事例等に継続して対応する。

2 福岡市の相談支援体制の強化の取組

(1)区基幹センターに対する研修会等の実施

区基幹センターの職員の資質向上のため、経験年数に応じて体系的な研修と専門性の高いテーマに関する専門テーマ研修を企画し実施している。区基幹センター内での人材育成に生かせるように事例検討を行うなど研修内容の充実を図る。

【令和5年度:区基幹センターコーディネーター研修】

回	コース	テーマ	実施日	時間	参加者数
第1回	体系別	インテーク・アセスメント	4月26日	15:00~17:00	25
第2回	体系別	障がいの理解	5月15日	10:30~16:10	23
第3回	体系別	本人中心計画	5月24日	10:00~12:00	28

第4回	体系別	差別解消・障がい者虐待	6月12日	10:00~12:10	34
第5回	体系別	事例検討	7月 5日	13:30~16:45	34
第6回	専門	触法障がい者	9月20日	10:00~12:00	54
第7回	体系別	事例検討	10月30日	13:00~17:00	44
第8回	専門	ファシリテーション技術	11月20日	14:00~17:00	51
第9回	体系別	事例検討	1月22日	13:30~17:00	28
第10回	専門	ネットワークの取組みについて	3月 6日	15:00~17:00	45

<令和6年度の取組>

○区基幹センターが担当する校区内の相談支援従事者の資質向上のため、区基幹センター職員のスキルアップに重点を置き、経験年数に応じた体系的な研修会を継続して実施していく。

(2)福岡市内の相談支援の体制整備

福岡市の相談支援体制の機能を強化するため、地域生活支援拠点の整備を区基幹センターとともにやっている。令和5年度は市内を3つのエリアに分け、相談支援事業所をはじめ事業所に対し、集合研修や個別訪問を通して地域生活支援拠点の説明やクライシスプランの啓発を行った。また、登録事業所を対象に緊急時の受け入れ・対応認定拠点ネットワークを行った。

認定拠点登録事業所(機能別)(複数該当あり)令和6年6月10日現在

- ①相談 40か所
- ②緊急時の受け入れ・対応 27か所
- ③体験の機会・場 17か所
- ④専門的人材の確保・養成 22か所
- ⑤地域の体制づくり 15か所

<令和6年度の取組>

○各エリアと協働し相談支援事業所と短期入所をつなげる場の設定や、認定をとった事業所の話を聞く場の設定、事業所に対する認定拠点への登録やクライシスプランの啓発を実施していく。

○必要に応じて認定拠点事業所のネットワークを行い、認定拠点事業所が役割を理解し機能を果たせるよう支援していく。

(3)各区基幹センター等のネットワーク構築への支援

地域の相談機関(身体障がい相談員、知的障がい相談員、民生委員・児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等)との連携会議への参加など連携強化の取組みを行うことにより相談支援事業の周知を行い、区基幹センター等が区内のネットワークを構築するための支援を行う。

○協議会関係

- ・福岡市障がい者等地域生活支援協議会区部会(参加:42回)
- ・福岡市障がい者等地域生活支援協議会区部会事務局会議(参加:84回)
- ・精神障がい者に対応した地域包括ケアシステム検討部会(研修会1回)
- ・主任コーディネーター会議(開催:9回)
- 福岡市医療的ケア児等支援協議会(参加:1回)
- 難病対策地域協議会〔保健医療局保健予防課〕(参加:1回)
- 福岡県弁護士会高齢者・障がい者等委員会との連携(総括会議、勉強会)(2回)
- ひきこもり支援者研修会〔福岡市精神保健福祉センター〕(参加:1回)
- ひきこもり連携会議(開催:1回)
- 緊急時対応・受入れ拠点ネットワーク(開催:1回)
- 自動車事故対策機構(NASVA)の介護料受給者等交流会(参加:1回)
- 福岡市身体障がい者相談員・民生委員児童委員協議会障がい者部会研修会(参加:1回)

<令和6年度の取組>

- 福岡市障がい者等地域支援協議会に係る区部会及び区部会事務局会議に継続的に参加し、区部会運営や区基幹センターと相談支援事業所、各種関係機関とのネットワーク運営を支援していく。
- 地域の関係機関の会議に参加し、相談支援の周知や連携強化を図る。

3 地域移行・地域定着の促進の取組

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の考え方に基づいた地域体制整備の取組みについて、各種関係機関に普及・啓発を行っていき、障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるための体制づくりに取り組んでいく。

- ・精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会(2回)

<令和6年度の取組>

- 「精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会」での検討内容を参考にしながら、市や関係機関等と協議し、研修会やネットワークづくり等に取り組んでいく。
- 精神障がい者の地域移行に向けて、区基幹センターや市内事業所における取り組みや課題を整理し、「精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会」にあげていく。

4 福岡市内のグループホームに関する情報集約業務

市内の障がい者グループホームの利用を促進するため、障がい者グループホームの基本的な情報を整理・集約し、区基幹相談支援センター等を通じて、利用希望者への情報提供を行う。

【情報提供の状況】

(単位:件)

4年度				5年度			
対象グループホーム数	基本情報提供機関数	空室情報提供回数	空室情報提供件数	対象グループホーム数	基本情報提供機関数	空室情報提供回数	空室情報提供件数
344	16	12	1,836	408	16	12	1,982

<令和6年度の取組>

○ニーズに応じたグループホームを適切かつ迅速に探すことができるように、グループホームの空室状況の情報集約及び情報提供を行う。

5 福岡市障がい者等地域生活支援協議会に係る業務

- (1)福岡市が設置した「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」の開催準備等、事務局業務の一部を担う。
- (2)事務局合同会議を開催し、各区部会からの課題の精査を行う。
- (3)事務局合同会議調整会議を開催し、事務局合同会議で検討する事例の精査や協議事項の確認を行う。
- (4)専門部会では、委員として協議に参加する。地域生活支援拠点等整備検討部会及び触法障がい者部会、精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会、障がい者虐待対応に関する専門部会では開催準備等、事務局業務の一部を担う。
- (5)ホームページの更新(協議会、事務局合同会議、区部会、専門部会の活動報告等)を行う。

【会議の開催状況】

(単位:回)

会議名		4年度	5年度
福岡市障がい者等地域生活支援協議会		2	2
事務局合同会議		3	3
事務局合同会議調整会議		3	3
専門部会	触法障がい者部会	4	4
	精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会	2	2
	地域生活支援拠点等整備検討部会	3	4
	障がい者虐待対応に関する専門部会	1	1

<令和6年度の取組>

- 各区からあがってきた地域課題の整理を行い、市全体のネットワーク作りや社会資源の開発について協議会にあげ、各区の取組みと連動しながら、課題解決に向けての取組みを行っていく。
- 各種専門部会に参加し、基幹センターが障がい者の相談機関として把握している実情等を伝え、課題解決に向けての円滑な協議が行われるよう提案や調整を行っていく。
- ホームページに、最新の情報を発信できるように取り組んでいく。

II. 障がい者虐待防止センターとしての事業

1 障がい者虐待に係る通報及び届出の受付

養護者による障がい者虐待通報・届出を受けた場合は、区保健福祉センター及び福岡市障がい者虐待防止センターが受理し、障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待の通報・届出を受けた場合は、受付票を作成後、障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待の通報・届出は障がい福祉課に、使用者による障がい者虐待の通報・届出は障がい者支援課に送付する。

(1) 通報・届出の状況（間違い電話や問い合わせ等を除いた実件数）

区 分 (単位：件)	4年度	5年度
養護者による虐待	68	65
うち休日・夜間	9	10
障がい者福祉施設職員従事者等・使用者による虐待	(※1) 33	39
うち休日・夜間	14	17
虐待以外の相談	35	40
うち休日・夜間	20	22
計	(※1) 136	144

※1 4年度の施設従事者と使用者は、3件重複している。

※2 5年度の施設従事者と使用者は、4件重複している。

(2) 養護者による虐待の実人数（コアメンバー会議を開催した回数）

区 分	令和4年度		令和5年度	
	回数	割合	回数	割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	24	35.3%	16	24.6%
虐待ではないと判断した事例	12	17.6%	22	33.8%
虐待の判断に至らなかった事例	23	33.8%	14	21.5%
虐待の事実確認を継続中の事例	9	13.3%	13	20.0%
合 計	68	100%	65	100%

(3) 通報・届出への対応延件数

(単位：件)

	対応方法	本人	家族・親族	行政	関係機関	その他	計
4 年度	電話	185	536	642	1,936	75	3,374
	メール・FAX等	1	15	45	64	0	125
	訪問・同行	339	262	180	718	98	1,597
	来所	5	8	3	18	1	35
	計	530	821	870	2,736	174	5,131
5 年度	電話	365	424	1,062	2,536	77	4,464
	メール・FAX等	43	13	197	73	40	366
	訪問・同行	229	127	108	392	32	888
	来所	0	1	0	19	2	22
	計	637	565	1,367	3,020	151	5,740

※「その他」は不動産関係、郵便局、年金事務所、学校関係等。

2 養護者による虐待への対応

養護者による虐待の場合は、さらなる虐待の防止と当該障がい者を保護または支援するために、区保健福祉センター、区基幹センター等、その他関係機関と連携し、虐待対応が終結するまでの一連の支援を行っている。

(1) 通報・届出における該当区担当部署ごとの件数（令和5年度）

課	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	計
福・介課	7	7	6	3	2	8	6	39
健康課	4	1	4	9	2	5	1	26

(2) 被虐待者の内訳

（「虐待疑い」としてコアメンバー会議を実施または実施予定のケース）

①年齢 (単位：人)

	18～20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
5年度	21	7	15	18	4	0	65

②障がい種別（※重複あり） (単位：人)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい（発達障がい）	その他（難病等）
5年度	16	36	36 (4)	1

③虐待類型別（※重複あり） (単位：人)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待
5年度	18	0	13	6	7

※①～③は、通報時点での数

(3) 虐待者の内訳（※重複あり） (単位：人)

	父親	母親	兄弟姉妹※1	祖父母	夫※2	妻※3	子	その他※4
5年度	10	25	11	2	10	6	3	4

※1 義弟含む

※2 内縁の夫、元夫含む

※3 内縁の妻含む

※4 「その他」は、叔母、施設長

(4) 進行管理対象者への対応

「進行管理対象者」は、「虐待の事実」または「虐待の疑い」があり、コアメンバー会議を開催（予定を含む）したケースである。

①虐待対応に関する会議の開催状況

(単位：回)

	コアメンバー会議	個別ケース会議	ケア会議	計
4年度	68	123	24	215
5年度	65	76	31	172

※個別ケース会議やケア会議は前年度からの継続ケースも含む。

②対応の内容（例示）

○本人支援

- ・安全確保…緊急一時保護、措置、短期入所の利用、警察へ保護や見守りの対応依頼等
- ・アセスメント…生活歴や各種情報収集のため、関係者への聴き取り等
- ・手続き支援…障害者手帳、福祉サービス、障害年金、自立支援医療や生活保護申請等
- ・利用調整、見学同行等…通所や入所施設、グループホーム等を利用開始するまでの関係機関との調整や見学同行等
- ・司法関係との連携…成年後見制度、債務整理や離婚手続き等、法テラスや弁護士等への依頼や手続き支援等
- ・医療との連携…病院へ医療情報を収集、病院受診の調整や受診や診断書作成依頼等
- ・区基幹センター、相談支援事業所との連携
- ・育児支援…児相、こども相談係等との連携
- ・その他…銀行等の同行、転居の手伝い等

○養護者支援

- ・障がい特性の理解…情報提供、医療機関や区基幹センター等に繋ぐ等
- ・家族等の負担軽減…ヘルパー、本人の通所や入所、グループホームへ入居を勧める等
- ・養護者への支援…情報提供、医療機関やいきいきセンター、保護課等との連携、区基幹センター、相談支援事業所との連携

<令和6年度の取組>

○引き続き行政や関係機関との連携のうえ、障がい者虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者を保護又は支援するための取り組みなどを行っていく。

3 虐待防止に向けたネットワークの構築と啓発活動

障がい者虐待防止のために地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、広報その他啓発活動を行っている。

(1) 研修実績

① 行政職員向け虐待防止研修

日 程：令和5年5月17日（水）13:30～16:50 参加者数：28名
テ マ：「養護者による障がい者虐待対応と市、虐待防止センターの役割について」
講 師：障がい者支援課 係長 赤坂 嘉裕氏
テ マ：「障害者虐待防止法における行政の責務」、「演習」
講 師：弁護士 岩城 和代氏（福岡高齢者・障害者虐待対応チーム）
社会福祉士 岡田 理恵氏（福岡高齢者・障害者虐待対応チーム）

日 程：令和5年5月31日（水）13:30～17:00 参加者数 18名
 テー マ：「演習」
 講 師：弁 護 士 岩城 和代氏（福岡高齢者・障害者虐待対応チーム）
 社会福祉士 岡田 理恵氏（福岡高齢者・障害者虐待対応チーム）

② 区基幹相談支援センター向け虐待防止研修

日 程：令和5年7月31日（月）13:30～16:30 参加者：44名
 テー マ：「障がい者の虐待対応について」「演習」
 講 師：障がい者虐待防止センター職員

③ 障がい福祉サービス事業所（法人）向け虐待防止研修

日 程：令和5年10月19日（木）13:30～15:00 参加法人数 55法人
 令和5年10月25日（水）13:30～15:00 参加法人数 70法人
 テー マ：「各施設での虐待防止研修の実施に向けて」
 講 師：虐待防止センター職員

④ 相談支援従事者向け虐待防止研修

日 程：令和6年2月2日（金）14:30～16:30 参加者数 53名
 テー マ：「障害者虐待防止法について学び考える」
 講 師：虐待防止センター職員

<令和6年度の取組>

- 行政向け等の虐待防止の取り組みに効果的な研修を実施する。
- その他、研修講師、ファシリテーター等としての派遣要請等、必要に応じて実施する。

4 福岡市障がい者虐待対応に関する専門部会に係る業務

障がい者虐待対応に関する専門部会の事務局業務を担う。

(1) 昨年度実績

令和6年3月12日(火) 15:30～17:00

- 議題 (1) 福岡市における令和4年度障がい者虐待の対応について
 (2) 虐待と判断し難い支援困難ケースの整理について

<令和6年度の取組>

- 障がい者虐待対応での課題の解決に向けての協議が行われるよう提案や調整を行っていく。

5 緊急一時保護の連絡調整

障がい者虐待を受けた、または受ける恐れのある障がい者を必要に応じて市内の指定短期入所事業所へ緊急一時保護する場合の連絡調整を行う。また、会議で協議し、必要な場合は緊急一時保護先等への移送を行う。

(1) 緊急一時保護の実績（令和5年度）

（単位：人）

保護の形態	緊急一時保護 (措置)	緊急一時保護 (契約)	その他	計
実人数	3	0	0	3

- (2) 緊急一時保護の受入先
- ・地域生活支援拠点事業所 3回
 - ・短期入所事業所 0回

<令和6年度の取組>

- 被虐待者の保護が必要な際には、その都度、緊急一時保護事業委託先に打診をしながら、受入先を探す。その際受入について柔軟に対応してもらうよう依頼を続けていく。
- 拠点事業所には緊急一時保護のセーフティネットの役割を担ってもらいつつ、緊急対応コーディネーターと情報共有、連携しながら次のステップ（他事業所の移行、再統合に向けた支援等）に向けた支援を行う。

Ⅲ. その他の委託業務

医療的ケア児等コーディネーター調整業務

(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援のコーディネートが適切に行える人材を養成する。

【受講状況】

	日 程	場 所	受講者
講義	令和5年12月23日	あいあいセンター	71
	令和5年12月24日		
演習	令和6年 1月16日		31
	令和6年 1月17日		

(2) 医療的ケア児等コーディネーターネットワーク

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象に、コーディネーター活動の促進、専門性の向上、支援者同士の顔の見える関係づくりを目的にネットワーク活動を行う。

日 程	内 容	場 所	受講者
令和5年 8月31日	医療的ケア児等コーディネーターの役割について	あいあいセンター	35
令和5年12月14日	コーディネーターの連携のあり方(地域の課題をどう解決するか)		24
令和6年 3月 4日	実践報告(動ける医ケア児)		32

グループワークは毎回実施

<令和6年度の取組>

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修は福岡県と協働で行い、医療的ケアに関する基礎的な内容を学びたい方を対象に医療的ケア児等支援者養成研修を行う。また、これまでの医療的ケア児等コーディネーター研修修了者を対象に社会資源情報の共有や事例検討などを通しコーディネーター同士のネットワークを構築していく。
- 福岡県の医療的ケア児支援センターと定期的に連絡会をもち、情報共有しつつ、医療的ケア児等支援調整コーディネーター業務に取り組んでいく。